

一、相关新法令、新政策

● [关于强化跨境关联交易监控和调查的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国税函〔2009〕363号
 【发布日期】2009-07-06
 【提示】根据该通知：
 ○ 跨国企业在中国境内设立的承担单一生产（来料加工或进料加工）、分销或合约研发等有限功能和风险的企业，不应承担金融危机的市场和决策等风险，按照功能风险与利润相配比的转让定价原则，应保持合理的利润水平。
 ○ 上述承担有限功能和风险的企业如出现亏损，无论是否达到准备同期资料的标准，均应在亏损发生年度准备同期资料及其他相关资料，并于次年 06 月 20 日之前报送主管税务机关。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9208411.html>

● [关于印发 2009 年节能减排工作安排的 通知](#)

【发布单位】国务院办公厅
 【发布文号】国办发〔2009〕48号
 【发布日期】2009-07-19
 【提示】该通知要求：

严控高耗能、高排放行业盲目扩张	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 组织修订《产业结构调整目录》。 ▪ 严格执行国家产业政策和项目审核管理规定，强化用地审查、节能评估审查、环境影响评价，从严控制高耗能、高排放行业盲目扩张。 ▪ 继续推动外商投资产业结构优化升级。 ▪ 对高耗能、高排放行业进行改造和提升。 ▪ 加大淘汰落后产能的力度。 ▪ 发布节能设备指导目录、落后高耗能设备淘汰目录等，推动淘汰落后高耗能设备。
发展循环经济	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 建立循环经济发展专项资金，支持循环经济技术研发、示范推广、能

一、関連する新法令、新政策

● [クロスボーダー関連取引のモニタリングと調査を強化することについての通知](#)

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国税函〔2009〕363号
 【発布日】2009-07-06
 【コメント】本通知の内容は下記の通りである。
 ○ 多国籍企業が中国国内において設立した単一生産（来料加工または進料加工）、国内販売または研究開発契約などの制限された機能とリスクを負う企業は、金融危機下にある市場と政策決定などのリスクを負ってはならず、機能リスクと利潤の比率が均衡な譲渡定価原則に則り、合理的な利潤レベルを維持しなければならない。
 ○ 上述の制限された機能とリスクを負う企業に欠損が発生した場合、同期資料の基準に達しているか否かに関係なく、欠損発生年度において同期資料及びその他係る資料を準備し、翌年の 6 月 20 日までに、主管税務機関に届出なければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9208411.html>

● [2009 年度省エネ排出削減作業計画を印刷発行することについての通知](#)

【発布機関】國務院弁公庁
 【発布番号】国弁発〔2009〕48号
 【発布日】2009-07-19
 【コメント】本通知による要求は下記の通りである。

高エネルギー消費、高排出業種による節度ない拡大を厳重に抑制する。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「産業構造調整目録」の修正を組織する。 ▪ 国家産業政策とプロジェクト審査認可管理規定を厳格に実行し、用地の審査、省エネ評価審査、環境アセスメントを強化し、高エネルギー消費、高排出の業種による節度ない拡大を厳重に抑制する。 ▪ 外商投資産業構造の最適化とグレードアップを引き続き推し進める。 ▪ 高エネルギー消費、高排出業種の改造と改善を実施する。 ▪ 立ち遅れた生産能力の淘汰を積極的に推し進める。 ▪ 省エネ設備指導目録、立ち遅れた高エネルギー消費設備の淘汰目録などを発布し、立ち遅れた高エネルギー消費設備の淘汰を推し進める。
循環経済発展	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 循環経済発展個別資金を確立し、循環経済技術の研究開発、模範的普及、能

	<ul style="list-style-type: none"> 力建设等。 制定重点电子信息产品污染物管理目录，推动废弃电器电子产品回收利用。 推动机电产品包装节材代木。
完善相关经济政策	<ul style="list-style-type: none"> 修订高污染、高环境风险产品名录，继续控制高耗能、高排放和资源性产品出口。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2009-07/31/content_1380418.htm

● 关于非居民企业取得 B 股等股票股息征收企业所得税问题的批复

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2009〕394 号

【发布日期】2009-07-24

【提 示】根据该批复，在中国境内外公开发行、上市股票（A 股、B 股和海外股）的中国居民企业，在向非居民企业股东派发 2008 年及以后年度股息时，应统一按 10% 的税率代扣代缴企业所得税。非居民企业股东需要享受税收协定待遇的，依照税收协定执行的有关规定办理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9214977.html>

● 关于企业所得税核定征收若干问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2009〕377 号

【发布日期】2009-07-14

【实施日期】2009-01-01

【提 示】该通知明确列出了适用《企业所得税核定征收办法》（试行）所称“特定纳税人”（此类纳税人不适用“核定征收”方式）的企业类型，具体如下：

1. 享受《企业所得税法》及其实施条例和国务院规定的一项或几项企业所得税优惠政策的企业（不包括仅享受《企业所得税法》第二十六条规定免税收入优惠政策的企业）；
2. 汇总纳税企业；
3. 上市公司；
4. 银行、保险公司、证券公司、期货公司等金融企业；
5. 会计、税务、律师、公证机构、专利代理等机构以及其他经济鉴证类社会中介机构；

の推進	<ul style="list-style-type: none"> 力確立などを支援する。 重点的電子情報製品汚染物管理目録を制定し、廃棄電器電子製品の再利用を推し進める。 機電製品の包装に使われる木材の代わりに省エネ材料の使用を普及させる。
かかる経済政策の整備	<ul style="list-style-type: none"> 高汚染、高環境リスク製品のリストを修正し、高エネルギー消費、高排出及び資源依存型製品の輸出を引き続き抑制する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2009-07/31/content_1380418.htm

● B 株などの株式配当金を取得した非住民企業が企業所得税を納めることに関する事項の返答書

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国税函〔2009〕394 号

【発布日】2009-07-24

【コメント】本返答書に基づき、中国国内外において公開発行する、上場株式（A 株、B 株と海外株）の中国住民企業は、非住民企業株主に 2008 年及び 2008 年度以降の配当金を発行する際、一律 10% の税率にて企業所得税の源泉徴収を行わなければならない。非住民企業出資者が租税協定待遇を享受する必要がある場合、租税協定により執行される関係規定に基づき取り扱う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9214977.html>

● 企業所得税みなし課税若干事項についての通知

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国税函〔2009〕377 号

【発布日】2009-07-14

【施行日】2009-01-01

【コメント】本通知は、「企業所得税みなし課税弁法」（試行）にいう「特定納税者」（このタイプの納税者には、「見なし課税」方式を適用しない）の企業類型について明確に列挙している。具体的には下記のとおりである。

1. 「企業所得税法」及びその实施条例と國務院規定の一項目或いはいくつかの項目の企業所得税特惠措置を享受する企業（「企業所得税法」第二十六条規定の免税收入特惠措置のみを享受する企業は含まれない）。
2. 連結して納税する企業。
3. 上場会社。
4. 銀行、保險会社、証券会社、先物会社等の金融企業。
5. 會計、稅務、弁護士、公証機關、

6. 国家税务总局规定的其他企业。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9213494.html>

特許代理などの機関及びその他の
経済鑑定類社会仲介機関。

6. 国家稅務總局規定のその他企業。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9213494.html>

● 項目融資業務指引

【发布单位】中国银行业监督管理委员会

【发布文号】银监发〔2009〕71号

【发布日期】2009-07-18

【实施日期】2009-10-18

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20090727C29D88F64A090868FFE598D24102B300>

● プロジェクト融資業務の手引き

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】銀監発〔2009〕71号

【発布日】2009-07-18

【施行日】2009-10-18

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20090727C29D88F64A090868FFE598D24102B300>

● 固定資産貸款管理暫行办法

【发布单位】中国银行业监督管理委员会

【发布文号】中国银行业监督管理委员会令 2009 年第 2 号

【发布日期】2009-07-23

【实施日期】2009-10-23

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20090727EBC1E8650D461320FF395B29882BC700>

● 固定資産貸付管理暫定弁法

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】中国銀行業監督管理委員会令 2009 年第 2 号

【発布日】2009-07-23

【施行日】2009-10-23

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20090727EBC1E8650D461320FF395B29882BC700>

● 关于开展商业特许经营备案工作的通知（上海）

【发布单位】上海市商务委员会

【发布文号】沪商商贸〔2009〕449号

【发布日期】2009-07-27

【提 示】根据该通知，企业总部注册地在上海市的各种所有制企业，从事商业特许经营活动的，应当向上海市商务委员会申请备案。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.smert.gov.cn:9999/sfic/v2/list.jsp?menuId=47&sonMenuId=48&rightMenuId=58269&id=73884>

● 商業フランチャイズ経営を展開する際の届出作業についての通知（上海）

【発布機関】上海市商務委員会

【発布番号】滬商商貿〔2009〕449号

【発布日】2009-07-27

【コメント】本通知に基づき、企業本部の登録地が上海市である各形態の企業が、商業フランチャイズを営む場合、上海市商務委員会に赴き届出なければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.smert.gov.cn:9999/sfic/v2/list.jsp?menuId=47&sonMenuId=48&rightMenuId=58269&id=73884>

● 关于第三批取消暂停征收部分行政事业性收费项目和降低部分收费标准的通知（浙江）

【发布单位】浙江省人民政府

【发布文号】浙政发〔2009〕48号

【发布日期】2009-07-23

【实施日期】2009-08-01

【提 示】根据该通知，浙江省调整了部分行政

● 第三期一部行政事業型料金徴収項目の取消し・一時停止と一部料金徴収基準を引き下げることについての通知（浙江省）

【発布機関】浙江省人民政府

【発布番号】浙政発〔2009〕48号

【発布日】2009-07-23

【施行日】2009-08-01

【コメント】本通知に基づき、浙江省は、一部行政事

事业性收费项目（取消 8 项、暂停 2 项、降低 4 项）。其中包括：企业年度检验费（包括内资企业和外商投资企业）按现行收费标准减半收取，期限 1 年。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node360/node368/userobject9ai105896.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 关于职工工伤事故处理过程中的工伤申请人确定问题

近期，陆续有企业询问律师“职工工伤事故处理过程中如何确定工伤申请人”事宜，在律师最近代理企业处理的若干起诉讼/仲裁案件中，也有涉及到这方面的问题。由于确定工伤申请人是处理职工工伤事故的首要和基本问题之一，涉及到各当事方的法律责任承担问题，为此，律师在此就相关事宜做如下简要分析。

根据《工伤保险条例》等相关法律规定，律师认为，总体上：

- 企业、职工方（包括职工本人或其家属；必要时，工会组织也可以代为申请）都可以作为工伤申请人向劳动保障行政部门提出工伤认定申请。
- 虽然可以申请工伤认定的主体并非唯一，但企业依法应是提出工伤认定申请的第一责任人（企业应当在事故发生之日起 30 日内提出工伤认定申请；企业未在规定的时限内提交工伤认定申请的，在此期间发生法律规定的工伤待遇等有关费用由企业负担）。

律师认为，在一般情况下（即，企业与职工直接签订劳动合同，并直接用工），企业应当按照《工伤保险条例》第 17 条规定，作为工伤申请人，承担办理工伤申请手续的法律义务。但在某些特殊用工形式（如保洁等工作项目外包、劳务派遣、职工借调）下，一般涉及两家企业，此时，由哪一家企业作为工伤申请人办理工伤申请手续，则相对复杂。对此，律师分别说明如下（因各地实践操作有所差异，以下以“上海”为例；其他地区，建议与当地的劳动保障行政部门具体确认）：

業型料金徴収項目を調整した（8 項目を取り消し、2 項目を一時停止とし、4 項目について料金基準引き下げを行った）。そのうち、企業年度検査料金（内資企業と外資企業が含まれる）は、現行の料金徴収基準の半額にて徴収し、期間は、1 年とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node360/node368/userobject9ai105896.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- 労働者労災事故処理の過程での労災申請者確定について

このところ、「労働者労災事故処理過程で労災申請者を如何にして確定するか」についての問い合わせを幾つもの企業から受けるようになった。筆者が企業を代理して幾つかの訴訟/仲裁事案を処理するにあたり、この方面での問題に触れることもあった。労災申請者を確定することは労働者労災事故処理のもっとも重要且つ基本的な事項の 1 つであり、各当事者が負うべき法的責任にも関連してくるため、筆者は本件について以下のとおり簡潔に分析する。

「労災保険条例」等のかかる法律の規定によると、次のようにまとめることができると筆者は考える。

- 企業側、労働者側（労働者本人又はその家族を含み、必要に応じて労働組合組織も申請を代行できる）は、いずれも労災申請者として劳动保障行政部门に労災認定の申請を行うことができる。
- 労災認定を申請する主体は 1 つに限定されるわけではないが、企業が法に準拠し労災認定申請を行う第一責任者となるはずである（企業は事故発生日から 30 日以内に労災認定申請を行わなければならない、企業が所定の期限までに労災認定申請を行わなかった場合、この間に発生する法で定められた労災措置等のかかる費用は企業が負担することになる）。

筆者の認識では、通常であれば（即ち、企業が労働者と直接に労働契約を締結し、直接に使用する場合）、企業は「労災保険条例」第 17 条の規定に基づき、労災申請者として労災申請手続きを行う法的義務を負うことになる。但し、一部の特殊な労務使用形態（清掃作業等のアウトソーシング、劳务派遣、労働者の出向など）においては、通常、2 つの企業と係ることにな

1. 工作项目外包用工形式下, 应由与职工有劳动关系的企业作为工伤申请人

鉴于为降低用工成本, 目前采用工作项目外包(如企业保洁、保安、财务等日常事务的外包)的企业越来越多, 依据相关外包合同(如“保洁服务合同”等)在企业从事相关工作的职工, 与企业并不存在劳动合同关系, 也并非劳务派遣关系。

对此, 根据《工伤保险条例》第 61 条的规定(即, 职工是指与用人单位存在劳动关系的各种用工形式、各种用工期限的劳动者), 与职工存在劳动关系的企业有义务按照《工伤保险条例》第 17 条的规定, 承担工伤申请的法定义务。因此, 律师认为, 对相关职工在企业工作过程中发生的工伤事故, 应由提供外包服务的企业(“服务外包商”)作为工伤申请人。

实践中, 有个别基层劳动保障行政部门在受理工伤申请的过程中, 要求发生工伤事故所在企业作为工伤申请人。对此, 根据法律规定, 以及律师在实务中所了解到的情况, 律师认为, 该操作方式并不符合《工伤保险条例》第 61 条的规定, 且并非劳动保障行政部门的操作惯例。

2. 劳务派遣用工形式下, 实际用人单位通常是工伤申请人

在劳务派遣用工形式下, 劳务派遣机构、实际用工单位之间是“劳务派遣机构招工不用工, 实际用工单位用工不招工”的模式, 双方签订的劳务派遣协议所指向的是劳动力本身(而工作项目外包协议所指向的是某种形式的服务)。职工仅与劳务派遣机构依法建立劳动合同关系, 与实际用工单位并无劳动合同关系。

对此, 根据《工伤保险条例》第 61 条的规定, 律师认为, 对相关职工在实际用工单位工作过程中发生的工伤事故, 原则上仍应由劳务派遣机构作为工伤申请人。

但根据律师在实务中所了解的情况, 上海市劳动保障行政部门的操作惯例是, 由实际用工单位作为工伤申请人, 办理工伤申请手续。对此, 律师认为, 这虽也不符合《工伤保险条例》第 61 条的规定, 但上海市各级劳动保障行政部门对此的解释比较一致, 实践中对企业有指导意义。

3. 职工借调的用工形式下, 工伤责任通常可由借入企业和借出企业协商确定

在实践中, 部分关联企业中存在职工借调的用工形式。在此用工形式下, 由哪一家企业作为工伤认定申请人, 《工伤保险条例》等国家层面立法没有明确规定。

り、その場合に、どの企業が労災申請者として労災申請手続きを行うのが、相対的に複雑化する。この点について、筆者は次にそれぞれ説明する(地域ごとに実践での取扱に違いがあることから、以下では「上海」を例にとる。その他の地域については、それぞれ現地の労働社会保障行政部門と個別に確認を行うのがよい)。

1. 作業業務のアウトソーシングという労務使用形態においては、労働者と労使関係にある企業が労災申請者となる

雇用コストを引き下げる目的で、現在、作業業務アウトソーシング(企業の清掃、警備、経理等の日常業務のアウトソーシングなど)を採用している企業が日増しに増えており、かかるアウトソーシング契約(「清掃サービス契約」など)をもとに企業でかかる作業を行う労働者は、必ずしも企業と労働契約関係が存在するわけではなく、労務派遣契約を結んでいるわけでもない。

これについて、「労災保険条例」第 61 条の規定(即ち、労働者とは使用者と労使関係が存在する各種の労務使用形態、各種の労務使用期限の労働者をいう)によると、労働者と労使関係にある企業は「労災保険条例」第 17 条の規定に基づき、労災申請を行う法定義務を負うことになる。したがって、筆者の認識では、かかる労働者の企業の作業過程で発生した労災事故は、アウトソーシングサービスを提供する企業(「サービスアウトソーシング業者」)が労災申請者になると考える。

実践においては、個別の末端労働保障行政部門が労災申請を受理する過程で、労災事故の発生した企業を労災申請者とするよう求めることがある。これについて、法律の規定及び筆者が実務において把握した状況によると、このような取扱方法は「労災保険条例」第 61 条の規定に適合せず、尚且つ労働保障行政部門の実務慣習にも合うものではないと筆者は考える。

2. 労務派遣という労務使用形態においては、実際の使用者が通常、労災申請者となる

労務派遣という労務使用形態において、労務派遣機関、実際の使用者との間には「労務派遣機関は募集するが使用はせず、実際の使用者は使用するが募集はしない」というパターンであり、双方が締結する労務派遣合意書に指し示すのは労働力そのものである(作業業務アウトソーシング合意書に指し示すのはある形式でのサービスである)。労働者は労務派遣機関とだけ法に準拠して労働契約関係を築き、実際の使用者とは労働契約関係はない。

この点について、「労災保険条例」第 61 条の規定によると、筆者の認識では、かかる労働者の実際の使用者での作業過程で発生した労災事故に対しては、原則として、労務派遣機関が労災申請者になると考える。

对此，根据《上海市工伤保险实施办法》第 47 条的规定（即，被借调期间受到工伤事故伤害的，由原用人单位承担工伤保险责任，但原用人单位与借调单位可以约定补偿办法），借出企业应当作为工伤申请人，办理工伤申请手续。但对相关工伤责任（如企业承担的停工留薪待遇、伙食补助、护理费等），可由借出企业与借入企业经协商予以分担。

在目前国家层面立法没有明确规定的前提下，工伤认定申请人、工伤保险责任等问题，建议遵循当地的地方立法和操作惯例。

综上，律师建议，实务中，不论是工作项目外包、劳务派遣，还是职工借调等形式，企业均应与相关机构（如外包服务商、劳务派遣机构、借出企业等）签订书面协议。并且，企业应注意在协议中约定对相关职工的工伤责任事宜（例如，确定由外包服务商、借出企业等依法承担工伤保险责任，办理工伤申请等手续，企业提供必要协助或按约定比例分担部分赔偿责任等），以尽可能降低自身的法律风险。

备注：

请点击以下网址，查看相关法律全文内容：

《工伤保险条例》

http://www.gov.cn/zwgk/2005-05/20/content_144.htm

《上海市工伤保险实施办法》

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/szfgz/200709/t0070921_1030024.shtml

（里兆律师事务所 2009 年 07 月 31 日整理编写）

但し、筆者が実務において把握した状況によると、上海市労働保障行政部門の実務慣習は、実際の使用者が労災申請者となり、労災申請手続きを行うというものである。この点については、「労災保険条例」第 61 条の規定には適合してはいないが、上海市の各レベルの労働保障行政部門の本件に対する解釈はやや一致しており、実践においても企業にとっては方向性を示すものであると筆者は認識する。

3. 労働者の出向という労務使用形態において、労災責任は通常、出向先企業と出向元企業が協議し確定することができる

実践において、一部の関連企業には労働者の出向という労務使用形態が存在する。このような使用形態においては、どの企業が労災認定申請者となるのかについて、「労災保険条例」等の国レベルでの立法では明確な規定がない。

この点について、「上海市労災保険実施弁法」第 47 条の規定（即ち、出向期間中に労災事故の傷害を負った場合、原使用者が労災保険責任を負うが、原使用者と出向先企業は補償方法を約定することができる）によると、出向元企業が労災申請者となり、労災申請手続きを行うことになる。但し、かかる労災責任（企業が負担する欠勤でも給与を支給する措置、食事手当、介護費用等）について、出向元企業と出向先企業が協議し分担することができる。

現在、国レベルの立法では明確な規定がないという状況において、労災認定の申請者、労災保険責任等の事項については、現地の地方の立法及び実務慣習に従うのがよい。

以上から、実務においては、作業業務のアウトソーシング、劳务派遣と、労働者の出向等の形式とを問わず、企業はいずれも関係機関（アウトソーシングサービス業者、劳务派遣機関、出向元企業等）と書面の合意書を締結しておくのがよいと筆者は考える。また、企業は合意書の中で、かかる労働者の労災責任事項（たとえば、アウトソーシングサービス業者、出向元企業等が法に準拠し労災保険責任を負い、労災申請等の手続を行うことを確定し、企業は必要な協力を提供し又は比率に応じて一部の賠償責任を負う等）について、自身の法的リスクを可能な限り引き下げよう注意したい。

備考：

かかる法律の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

労災保険条例

http://www.gov.cn/zwgk/2005-05/20/content_144.htm

上海市労災保険実施弁法

http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/szfgz/200709/t20070921_1030024.shtml

（里兆法律事務所が 2009 年 7 月 31 日付で作成）